

IV 老人医療費適正化推進費補助金の執行について

IV 老人医療費適正化推進費補助金の執行について

平成18年度老人医療費適正化推進費補助金の事業の執行については、「老人医療費適正化推進事業実施要綱の一部改正について」（平成18年6月23日保発第0623001号）の別紙「老人医療費適正化推進事業実施要綱」により示され、また、実施にかかる取扱いについては、「老人医療費適正化推進事業の実施について」の一部改正について」（平成18年6月23日保総発第0623001号）により、通知したところであるが、これに基づき実施する。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に向けた準備の円滑な推進を図るため、平成18年度限りに実施する事業の内容は、次のとおりである。

1. 補助方針

(1) 都道府県事業

- ・後期高齢者医療広域連合の設立準備に関する市町村への支援

後期高齢者医療広域連合の設立準備に係る市町村との連絡調整や会議の開催に必要な経費で、全都道府県を対象とする。

また、基準額は、100万円を上限として厚生労働大臣が必要と認めた額とし、補助率は1/2とする。

(2) 市町村事業

健康保険法等の一部を改正する法律の施行準備

①高齢者の患者負担の見直しに伴うシステム整備に必要な経費

負担区分の判定、医療受給者証の発行、高額医療費の算出等のシステム修正に要する経費で、全市町村を対象とする。

また、基準額は、システム区分及び事務処理区分ごとに設定された金額の合計額とし、補助率は1/2とする。

②後期高齢者医療広域連合の設立に必要な経費

全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の設立準備に要する、次の経費を対象とする。なお、人件費、賃貸料、光熱水料は対象としない。

また、基準額は、2,000万円を上限として厚生労働大臣が必要と認めた額とし、補助率は1/2とする。なお、補助金の申請は、代表市町村がまとめて行う。

※補助金申請等の流れについては、【別添8】を参照。

ア. 事務室改修工事に必要な経費

- ・電気・電話・LAN回線の付設、塗装、間仕切り、床（OAフロア化）等の事務室改修工事

イ. 備品購入等に必要な経費

- ・机、椅子、ロッカー、書庫等の備品の購入（事務処理機器（パソコン、プリンター、コピー機等）のリース契約に基づく、平成18年度分の月割リース料を含む。）

2. 実施スケジュール

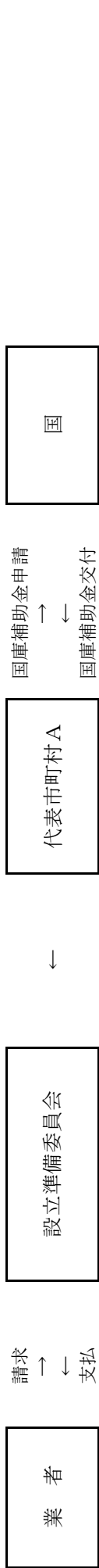
平成18年度の実施に当たっては、厚生労働省において都道府県との実施計画ヒアリング（事前協議）を7月26日から一週間程度の期間で順次実施する。

ただし、上記1の(2)②の事業については、実施計画書の提出期限を別に定め、書類審査で対応する予定としている。

（従来分事業の変更申請の時期と合わせて実施を予定。）

【別添8】

老人医療費適正化推進費補助金申請等の流れについて



※2
添付書類

↑ ↓ ※費用の立替可能

市長会・町村会等

会計処理
〔設立準備委員会〕 ← 準備委員会へ (1,200万円)

・収入 2,000万円
・支出 2,000万円
↑
残りの800万円は、その他の市町村から徴収。
B市 150万円
C市 100万円
D市 80万円
E町 50万円
・・・・
計 800万円

会計処理
〔代表A市〕 ← 準備委員会へ (1,200万円)

・収入 1,000万円 (国補助金収入)
・支出 1,200万円 (国からの補助金 + A市の負担金200万円。)

※実績報告の歳入・歳出決算上は、上記収入・支出額となる。

※申請額を限度額2,000万円とした例 (補助金額 1,000万円)

※1 平成18年度の事業実績報告書に総事業費に対する全市町村の負担内訳を添付していただく予定。

A市 400万円
B市 300万円
C市 200万円
D市 160万円
E町 100万円
・・・・
計 2,000万円

1. 国への補助金申請は、代表市町村がまとめて行う。(申請時期は、変更申請の時期に合わせて提出期限を設定する予定。(別途連絡))
2. 代表市町村は、設立準備委員会へ国からの補助金全額と自市負担額を合わせて支出する。
3. 設立準備委員会は、その他の市町村の負担金を徴収する。
なお、全市町村から徴収するまでの間に費用が必要となる場合は、「市長会・町村会等」からの費用立替も可能である。

◎平成18年度の事業実績報告書について

- ・事業実績報告書には、県下市町村の負担内訳書を添付していただく予定。(※1)
 - ・添付書類としては、「事務室改修工事内訳」及び「備品購入等内訳」を添付していただく予定。(※2)
- 上記、※1及び※2の様式(添付書類)については、「平成18年度事業実績報告」の連絡の際に示す予定。
(注) 設立準備委員会は、広域連合設立後に速やかに解散し、所有する財産等を広域連合に引き継ぐこととなる。